

## 教育職員免許法

### □ 急展開した教員免許法の改正

教員養成は、戦後教育改革において、広く大学教育全体を通じて教員を養成する開放制の原則が確立し、今日に至っている。

最近では、一九八八年の教育職員免許法(以下、教員免許法)改正に端を発する制度改革が行われ、一九九四年三月に新課程第一期生が免許を手にし、新しいカリキュラムのもとでの教職課程教育が軌道に乗ったところである。

ところが、法改正には時期尚早とも思われる今日、重ねて教員免許法改正が企図さ

れ、最小の審議をもって国会で改正法律が成立したのである。ここでは、主として一般大学の視点からこの問題を考えてみたい。

### □ 改正教員免許法の内容

昨年七月の教員養成審議会第一次答申を受けて、文部省は、教員免許法の改正作業を進めてきたが、三月三日同法改正案は国会提出の閣議了解がなされ、参議院から審議が開始された。その折、文部省がナイフ事件に対応する姿勢を、主としてこの免許法改正で示そうと意図しているため、ほとんど実質的な審議なしで成立するのではないか、とさえいわれていた。

改正教員免許法の主な内容は、1、「大  
学での教員養成の改善」として、「教職に  
関する科目」の単位数の大幅増加、新設す  
る「教科又は教職に関する科目」での選択

履修方式の導入、2、養護教諭の保健授業の担当、3、社会人など特別非常勤講師の分野拡大、特別免許制度の改正である。このうち、2、は答申にはなかったが、いじめ・登校拒否、性教育、薬物乱用等の問題へ対応するため、採られたものである。

また、法改正の移行措置として、養成部分に係る免許法の実施時期を、当初予定の一律二〇〇〇年から実施可能大学等での一九九九年への一年前倒しとする方針も決められた。従って、教職課程関係者の関心の的となっている再課程認定作業は、前倒しの受け入れ如何により、九八年か九九年に分れることとなる。異例の事態である。

### □ 大学の教職課程への影響

#### — 大幅に増える履修単位数

教養審第一次答申の原案が明らかとなった昨年四月頃から、カリキュラム案とその履修単位数の大幅な変更が実施されるならば、履修負担増から学生の学部カリキュラムの円滑な履修を損い、一般大学・学部の

教員養成は崩壊に向かうという指摘が、各方面からなされている。改正法は、この点で答申と同じ内容であるから、いよいよ指摘は現実のものとなってきたといえよう。

中学一種免許を例にとるならば、中学校教育実習の四週間への延長(現行二週間)、「教職に関する科目」は現行十九単位から三十一単位(二十二)、「教科又は教職に関する科目」八単位新設(十八)によって、履修単位は二十単位の増加となる。これは、教職課程履修学生に対して、現行「教職に関する科目」十九単位と合算し、大学一年間の履修単位に相当する三十九単位の取得を、卒業所要単位百二十四単位に加えて求めることである。

文部省は、「教科に関する科目」が二十単位に半減することから、合計五十九単位という履修単位は変化がなく、教職課程を履修する学生の負担に変化はないとしているが、もともと学部卒業単位が基本である「教科に関する科目」が半減しても、一般大学・学部の学生の負担の緩和にはつな

がらないことは、誰の眼にも明らかである。また、カリキュラム案の内容も問題をはらんでいるのだが、ここではその指摘にとどめたい。

#### □ 望ましい教員養成のあり方を求めて

九八年一月、私立大学の教職課程設置大学の約九割が加盟する全国私立大学教職課程研究連絡協議会は、「緊急提案 教養審第一次答申の法制化を見合わせ、抜本的再検討を求める―二一世紀の教員養成の望ましい在り方のために―」を発表し、この間、答申の法制化の中止と教員養成の方策の開かれた討議を行うことなどを提案した。現在、文部省はじめ政党関係者などに趣旨の理解を求める行動を行ったところである。同時に、この提案では、『介護等体験特例法』の実施を当面延期し、廃止を含めた見直しを要望する」も付している。

これをもとに、四月十四日参議院文教・科学委員会における参考人質疑において、同協議会事務局長奥田泰弘氏から教員免許

法改正に反対する意見が述べられ、開放制教員養成に関する各党委員の理解もある程度は深まったことは議事録からも明らかではあるが、翌々日の十六日には、開放制を堅持する付帯決議をつけて採決され、続いて四月十七日同本会議で採択された。

その後、衆議院文教委員会での審議に移った。私は、「緊急提案」起草したこともあり、五月二十七日の参考人質疑を傍聴した。中野光氏ら三氏の参考人意見はそれぞれ興味深かったが、中野氏の開放制堅持からの教育論には委員から共感の笑いもこぼれ、委員の質疑も大方は教員免許法改正への疑問点の開陳であった。しかし、六月三日衆議院本会議で同様の付帯決議をつけて採択され、改正教員免許法は成立したのである。今後は、付帯決議をもとにした弾力化措置に関心が移る。それにしても、これ程まで欠席の多いなか、委員会質疑が行われていたとは。別稿に記したい。

たご・たけし

名城大学・教職課程部